

知って  
納得

# ご存知ですか？ 国民年金の基礎のキソ

皆さん、国民年金をご存知ですか？ 言葉では聞いたことがあるけど、仕組みはよく分からないという人も多いのではないのでしょうか。このコーナーでは▷国民年金とは何か▷どんなときに役立つか▷納めないとうなるか—を簡単にご紹介します。

◎問い合わせ 市市民課国保年金係(☎62-2111内線261)

## 1 国民年金とは？

国民年金を簡単に言うと自分の将来への「保障」で、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する義務があるもの。国民年金は①自営業者や学生などが入る年金②サラリーマンや公務員などが入る年金③②に扶養されている家族の年金—の3つに分けられています。このうち①に該当する人は市町村役場で加入手続きが必要となります。

自分の将来への保障

20歳から加入義務

自ら手続き

① 老齢基礎年金

② 障害基礎年金

③ 遺族基礎年金  
(死亡一時金など)

## どんなときに役立つ？

年金は①「老後の生活を支える」大切なお金(老齢基礎年金)になりますが、それだけのものではありません。例えば②病気やけがで体に障がいが残ったときの生活を支えてくれたり(障害基礎年金)、③自分が亡くなったとき、遺族の生活を支えてくれたり(遺族基礎年金)、さまざまな場合に役立ちます。

## 3 納めないとうなる？

年金を納めていないと「2」で紹介した保障を受けることができなくなります。そのため①将来年金を受給できない②重い病気にかかったり、不慮の事故で障がいが残っても全額自己負担③自分が死亡したとき遺族への保障がない—となります。年金は何かが起こったときのための「保険」の役割もあると考えてよいでしょう。

### 新成人の皆さまへ 20歳になったら国民年金！

20歳になったら国内に居住するすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。国民年金は老後だけではなく病気やけがをした時にも支えてくれる大切な制度です。

保険料の納付が難しい方には①「免除制度」があるほか、大学生などが対象の②「学生納付特例制度」、30歳未満の人が対象の③「若年者納付猶予制度」などの保険料納付の猶予制度があります。詳しくは問い合わせください。

★問い合わせ 花巻年金事務所(☎0198-23-3351)または上記国保年金係まで

### 国民年金保険料は 口座振替が便利でお得！

国民年金保険料の納付は口座振替が便利です。金融機関などに行き支払う手間が省けるほか、口座から自動的に引き落とされるので、納め忘れもありません。

また月々50円割引される早割制度(年間600円お得！)や、現金納付よりも割引額が大きい6カ月前納・1年前納制度があります。例えば24年度の場合、**6カ月前納をご利用いただいた方は1,020円割引、1年前納をご利用いただいた方は3,770円割引**でした。なお、平成25年度にこの制度の利用を希望する場合は**2月28日(木)までに手続き**願います。

★手続きに必要なもの  
年金手帳、通帳、金融機関の届出印

申告受付期間中は、市役所および宮守総合支所の窓口での、申告に関わる相談はできかねます。

農業や自営業などの事業所得や不動産所得の収支内訳書および医療費の明細書は、事前に整理してください。未作成の場合は、作成後に受付するため、順番が遅くなる場合があります。

開場は8時(とびあは8時15分)です。番号札の配布は、開場時刻(とびあは7時30分)からです。

2月8日  
(金)  
から

市・県民税の申告受け付けを  
始めます

◎問い合わせ  
市税務課課税係(☎62-2111内線241)

指定の対象行政区以外の会場で申告するときは、あらかじめ税務課へご連絡ください。

申告の手引きは、1月中旬に配布します。申告の詳しい内容は、手引きをご覧ください。

日程	受付時間	対象行政区	申告会場
2月8日(金)	9:00~16:00	小友町1・3区	小友地区センター
9日(土)	9:00~12:00	小友町2・4・5区	
11日(月)	9:00~16:00	綾織町3・5・6・7区	綾織地区センター
12日(火)	9:00~15:00	綾織町1・2・4区	
13日(水)	9:00~16:00	土淵町7・8・9区	土淵地区センター
14日(木)	9:00~16:00	土淵町2・5・6・10区	
15日(金)	9:00~12:00	土淵町1・3・4区	
17日(日)	9:00~16:00	附馬牛町1・3・4・6区	附馬牛地区センター
18日(月)	9:00~12:00	附馬牛町2・5・7区	
19日(火)	9:00~16:00	上郷町4・6・7区	上郷地区センター
20日(水)	9:00~16:00	上郷町2・3・5・9区	
21日(木)	9:00~12:00	上郷町1・8・10区	
22日(金)	9:00~16:00	青笹町1・2・5区	青笹地区センター
23日(土)	9:00~15:00	青笹町3・4・6・7・8区	
25日(月)	9:00~16:00	宮守町罇沢2・3・6区	
26日(火)	9:00~12:00	宮守町罇沢1・4・5区	
27日(水)	9:00~16:00	宮守町達曾部1・3・4・5・7区	達曾部多目的研修集会施設
28日(木)	9:00~12:00	宮守町達曾部2・6区	
3月1日(金)	9:00~16:00	宮守町宮守5・6・7区	みやもりホール (ギャラリー)
2日(土)	9:00~15:00	宮守町宮守1・2・3・4区	
4日(月)	8:30~16:30	松崎町3・7区	遠野市役所とびあ庁舎 2階大会議室
5日(火)		松崎町2・5・6区	
6日(水)		松崎町1・4・8区	
7日(木)		遠野2・4・5・6・11区	
8日(金)		遠野1・8・9・10・12区	
9日(土)		遠野3・7・13・14・15区	
11日(月)~15日(金)		全町対象	

### おむつ代などの医療費控除 証明書を交付します

- 証明書の種類とその対象者
- ①おむつ代の医療費控除証明書…控除を受けるのが2年目以降である要介護認定者で、主治医意見書で寝たきりと尿失禁が確認された人
- ②障害者控除対象者認定書…障害者手帳はないが、認定状況から対象と認められる人

■問い合わせ 市長寿課介護保険係(☎62-5111内線60)または市地域振興課保健福祉係(☎67-2111内線135)

### 個人住民税の特別徴収を 推進しています

個人住民税の特別徴収とは、事業者が納税義務者である従業員の住民税を毎月の給与から差し引いて市町村に納める制度です。

給与から所得税の源泉徴収を行う義務のある事業者は、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を給与から徴収しなければなりません。未実施の事業者の皆さんは、積極的な取り組みをお願いします。

年金手帳

日本年金機構